

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2020事務年度においては以下の通り改正を行っている。

(1) 保険会社における「その他の付随業務」への人材紹介業務の追加に係る改正  
(2020年9月30日)

関係業界団体からの規制緩和要望等に対応するため、「保険会社における「その他の付随業務」への人材紹介業務を追加したもの(2020年9月30日より適用)。

(2) グループベースでの経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に係る改正(2020年12月18日)

2019年11月に保険監督者国際機構(IAIS)において、国際的に活動する保険グループ(IAIGs)の監督及び保険セクターにおけるシステミックリスク削減のためのグローバルな枠組みが採択された機会を捉え、IAIGs以外も含め、保険グループの規模・特性に応じてグループ監督を行っていくための枠組みを整備するための所要の改正を行ったもの(2020年12月18日より適用)。

(3) 国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続の押印の廃止等に係る改正(2020年12月23日)

2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印の廃止のための所要の規定の整備を行ったもの。

また、当庁へ提出する一定の書類について、役員等の氏名を記載する際に旧氏の使用を可能とするための所要の改正を行ったもの(一部2020年12月23日より適用)。

(4) 特定保険契約における適合性原則に係る改正(2021年1月15日)

2020年8月に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」における提言を踏まえ、特定保険契約の内容の適切な把握や顧客属性等の的確な把握、効果的活用及びその管理の徹底等、特定保険契約における適合性原則に係る留意点を明示したもの(2021年1月15日より適用)。

(5) 顧客に交付すべき書面の電磁的方法による提供に係る改正(2021年1月21日)

情報提供義務の一環として顧客に交付すべき書面を電磁的方法により提供する場合の留意点等を明確化したもの(2021年1月21日より適用)。

- (6) 「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に係る改正 (2021年2月3日)  
「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に伴い、所要の規定の整備を行ったもの (2021年3月1日より適用)。
- (7) 民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しに係る改正 (2021年6月30日)  
2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しを行ったもの (2021年6月30日より適用)。
- (8) 標準責任準備金制度の対象契約の範囲の見直しに係る改正 (2021年6月30日)  
標準責任準備金制度の対象外となっている外貨建保険について、ここ数年における保有契約高の増加を踏まえ、健全な競争環境を整備する観点から、標準責任準備金制度の対象契約の範囲の見直しを行ったもの (2021年10月1日より適用)。

## 第2節 保険会社の概況

### I 2021年3月期決算状況（別紙1～2参照）

### II 再編等の状況（別紙3～7参照）

#### 1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において再編等の動きがみられる。

なお、2021年6月末現在における会社数は、生命保険会社42社、損害保険会社33社、外国損害保険会社20社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

#### 2. 主要会社の再編等

（1）2020年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
<u>ソニー生命保険株式会社</u> ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社	ソニー生命保険株式会社	2021年4月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社

（2）2020年7月以降、以下のような日本法人の現地法人化が行われた。

旧保険会社名	新保険会社名	移行日
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	チューリッヒ生命保険株式会社	2021年4月1日

#### 3. 新規参入について

（1）2020年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社名	免許日	免許の種類
なないろ生命保険株式会社	2021年4月1日	生命保険業
全管協れいわ損害保険株式会社	2021年6月16日	損害保険業

（2）2020年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可を行った。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アイペットホールディングス株式会社	2020年9月15日	保険持株会社

## 生命保険会社の令和3年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	前期比
基礎収益	475,482	459,551	479,260	19,708
保険料等収入	352,542	330,121	309,427	▲ 20,693
資産運用収益	77,628	76,266	96,640	20,373
基礎費用	437,769	422,868	440,432	17,564
保険金等支払金	285,566	287,734	296,974	9,240
資産運用費用	3,748	8,479	4,585	▲ 3,893
事業費	48,794	47,143	46,017	▲ 1,125
基礎利益	37,713	36,683	38,828	2,144
キャピタル損益	▲ 4,382	▲ 7,816	4,948	12,765
臨時損益	▲ 3,165	▲ 6,810	▲ 11,837	▲ 5,026
危険準備金繰入額	2,298	3,098	3,739	641
経常利益	30,164	22,055	31,939	9,883
特別損益	▲ 4,675	▲ 2,791	▲ 5,092	▲ 2,300
価格変動準備金繰入額	4,232	2,119	4,608	2,489
当期純利益(純剰余)	17,464	12,259	19,199	6,939
総資産	3,877,945	3,927,350	4,124,465	197,114
有価証券含み損益	487,735	446,526	471,900	25,373
公表逆ざや額	▲ 936	▲ 929	▲ 854	75
ソルベンシー・マージン比率	999.1	999.4	1,009.7	10.3

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	72	54	48	▲ 6
解約失効高(兆円)	50	46	41	▲ 4
保有契約高(兆円)	953	932	917	▲ 14
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	29,869	19,385	15,944	▲ 3,441
うち第三分野	7,790	5,633	4,829	▲ 804
保有契約ベース	286,414	282,363	279,649	▲ 2,713
うち第三分野	68,499	69,722	70,342	620

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(31年3月期:41社、令和2年3月期:42社、令和3年3月期:42社) ※かんぽ生命含む。

## 損害保険会社の令和3年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	前期比
正味収入保険料	85,951	87,909	88,930	1,020
正味支払保険金	54,196	51,261	46,551	▲ 4,709
経常利益	8,849	5,923	6,477	554
特別損益	▲ 15	▲ 1,768	▲ 357	1,411
当期利益	6,910	4,411	4,860	448
総資産	320,457	311,916	329,219	17,302
有価証券 含み損益	52,029	38,978	57,899	18,920
ソルベンシー・ マージン比率	752.7	742.4	766.0	23.6

(注1) 31年3月期は51社ベース。令和2年3月期・令和3年3月期は53社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表

(2021年6月30日現在42社)

	会社名
生命保険会社(42社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぼ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

損害保険会社一覧表  
(2021年6月30日現在54社)

	会 社 名
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	A I G 損害保険株式会社
	a u 損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	S B I 損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	全管協れいわ損害保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	ペット&ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
明治安田損害保険株式会社	
楽天損害保険株式会社	
レスキュー損害保険株式会社	
外国損害保険会社等 (20社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
	アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスイー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人 (1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

## 保険持株会社一覧表

(2021年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アイペットホールディングス株式会社
	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社



## 生命保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年6月末現在
生命保険会社	38社	40社	41社	41社	42社	42社
+ 免許 ▲ 廃止	※再編(注1) + 第一生命 (2016年10月) ▲ 第一生命 (2016年10月)	※現地法人化 + 日本法人化準備生命 (2017年12月) (注2) + カーディフ生命 (2017年12月)	※新設 + はなさく生命 (2019年2月)		※現地法人化 + チューリッヒ生命保険 株式会社 (2020年11月) (注3)	※合併 + ソニー生命保険株式会社 (2021年4月) ▲ ソニー生命保険株式会社 ▲ ソニーライフ・ウィズ 生命保険株式会社  ※新設 + なないろ生命 (2021年4月)
外国生命保険会社	3社	3社	1社	1社	1社	0社
+ 免許 ▲ 廃止			▲ アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲ カーディフ・アシュアランス・ ヴィ			▲ チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カン パニー・リミテッド
合計	41社	43社	42社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 第一生命の再編については、①2016年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。

②2016年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに

③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

(注2) 2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

(注3) 2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年4月1日に営業開始。

## 損害保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	32社	32社	33社
+ 免許 ▲ 廃止		+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月)  ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月)  +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月)  +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)  ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんぽ24損害保険株式会社		+全管協れいわ損害保険株式会社 (2021年6月)
外国社 (法第185条免許)	21社	23社	23社	21社	21社	21社
+ 免許 ▲ 廃止	▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月)  +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレ ディット・イ・カウシヨン・エセ・アー(2016年 9月)  ▲アトラディウス・クレジット・インシユア ランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月)  +スティームシップ・ミューチュアル・アン ダーライティング・アソシエーション・リミ テッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月)  ▲カーディフ・アシュアランス・リスク ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパ ニー・リミテッド(2020年1月)  ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月)  ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エス ピー・アイ (2019年4月)		
合計	51社	53社	53社	53社	53社	54社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

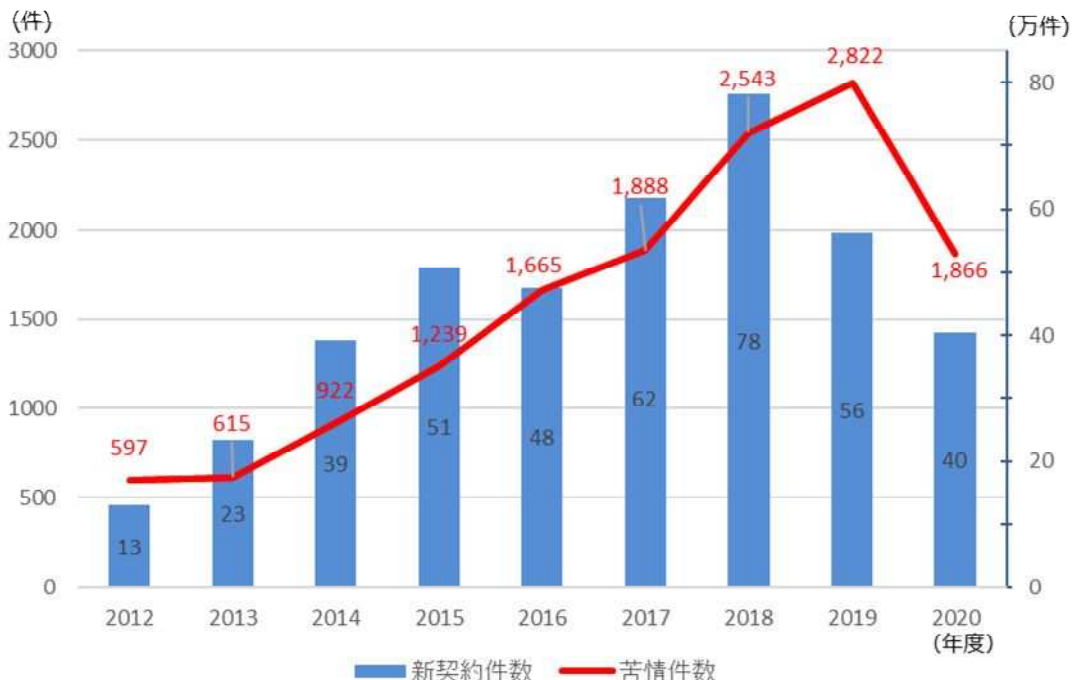
### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング

#### I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

- ① 特に、外貨建保険については、近年、販売量の増加に伴い、元本割れリスクの説明が不十分であった等の各種苦情が比較的多数発生している（図表1）。これに対し、募集時の説明の充実化等の対応が図られてきたところであるが、引き続ききめ細かな保険募集等が実現されるよう、金融機関代理店の募集管理等についてモニタリング・対話を実施した。その結果、新商品の研修に関する受講状況・理解状況の管理が十分に行われていないと考えられる金融機関代理店も見受けられること、適合性の判断基準の妥当性を保険会社と金融機関代理店とで議論をしている例は多くないこと、顧客に解約返戻金の時価情報を提供する観点から、システム導入等により、保険会社と金融機関代理店との情報共有を進めることに未対応であったり、対応が限定的な金融機関代理店もあったこと等を確認した。

図表1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



(資料) 生命保険協会より、金融庁作成

- ② また、乗合代理店による保険募集については、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、生命保険会社

の乗合代理店に対する評価は、販売量に偏重したものを改め、業務品質評価を反映するよう見直されたものの、その業務品質は必ずしも顧客視点に基づくものではなかったため、保険会社等と改善に向けた議論を重ねてきた。これを踏まえ、生命保険協会内に消費者団体・乗合代理店・保険会社等による顧客視点に基づく業務品質評価の高度化に向けた検討会が設けられ、業務品質評価項目や基準のあり方等についての検討・議論が行われた。

- ③ さらに、生命保険会社の営業職員チャネルでは、これまで相次いで発生してきた金銭詐取問題にくわえて、新たな事案が発覚したことを受け、当該生命保険会社に対してヒアリングを実施し、その中で適切な被害者対応等を求めた。また、生命保険協会に対し、各生命保険会社自ら営業職員管理態勢の実態等やその検証状況を確認し必要な対応を図るための具体策の検討を進めることを要請した。その結果、生命保険協会は会員各社に対して「顧客本位の業務運営の高度化に資する営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関するアンケート」を実施した。本アンケートの結果を踏まえ、生命保険協会に対して、引き続き、業界としての取組みを進め、会員各社での営業職員管理態勢の改善・高度化に向けた取組みや創意工夫を後押しすることを要請した。
- ④ また、保険契約のあり方については、2019年12月に公表された生命保険協会実施の「顧客本位の業務運営の高度化に資する取組に関するアンケート」の取りまとめの報告書を参考に、特に既契約等の保障内容を見直す際の顧客視点に立った契約見直し制度の導入を促すべく、生命保険会社各社のフォローアップを実施した。その結果、当該契約見直し制度の導入等の動きが進んでいることが確認できた一方、当該契約見直し制度の必要性の認識や、検討のスピード感については、生命保険会社各社によって、考え方が異なることも確認した。

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

### (ビジネスモデル)

新型コロナの拡大をはじめとする事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。

- ① 生命保険会社については、営業職員チャネルを中核とする会社を中心に対話を行った結果、各社とも、チャネル戦略等のビジネスモデルの抜本的な転換は行わず、対面と非対面が融合した新たな営業活動モデルを構築すべく、営業プロセスの見直し等を進めていることを確認した。一方、新規顧客との接点の減少や、デジタル化に対応する人材育成、業務フロー等が変化することに伴う新たなリスク発現の確認・対応において、課題が生じていることを確認した。

商品戦略については、コロナの拡大に伴う顧客の保障ニーズに対応した保険商

品の提供のほか、コロナを契機としたデジタル化の進展に対応して、スマートフォンで完結できる商品の開発を志向する動き等を把握した。

- ② 損害保険会社については、業務の効率化や顧客の利便性向上を目指し、大手保険会社を中心にコロナ以前からデジタル化に積極的に取り組んでおり、コロナによりその動きが加速した。一方、生命保険会社同様、デジタル化により、業務フロー等が変化することに伴う新たなリスク発現の確認・対応やデジタル化に対応できない顧客や代理店への対応等において、課題が生じていることを確認した。

商品戦略については、コロナの拡大に伴う顧客の補償ニーズに対応した保険商品の提供のほかに、コロナ後のデジタル化の進展や新たな働き方への対応等の顧客ニーズにも対応し、サイバー攻撃に対応する費用への補償や、テレワーク中の情報漏洩等の勤務環境の多様化に伴うリスクへの補償等の商品を開発・検討している動き等を把握した。

#### （グローバルガバナンス）

国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通の枠組み（ComFrame）等の趣旨も踏まえた監督指針の改正を実施（2020年12月）したほか、「IAIGs等向けモニタリングレポート」を公表（2020年10月）することにより、IAIGsとして指定する保険グループを明らかにするとともに、2020事務年度のグループ監督の方針等を示した。

IAIGs各グループを中心とする大手保険グループにおける海外子会社を含めたグループガバナンスについては、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながら、これまでのモニタリングにて認識した課題のフォローアップや、IAIGs等向けモニタリングレポートに示したモニタリングの具体的な着眼点を中心にモニタリングを実施した。

#### （自然災害への対応）

過去数年の大規模自然災害による多額の保険金支払い（図表2）の影響により再保険料の高騰や異常危険準備金残高の減少など、損害保険会社は厳しい状況にある中、自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングを実施した。その結果、例えば、再保険料の上昇を抑制するため、自社のリスク保有額を引き上げる一方で、発生頻度の低い巨大リスクについて、再保険の買い増しによりリスク量を抑えるなど、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき経営レベルで資本・リスク・リターンバランスを図るための工夫を行っていることが確認できた。

一方、自然災害が激甚化・頻発化する環境下においては、被災者の経済的復旧の観点から、個々の保険金の支払いが迅速かつ適切に行われることが重要となる。こうした中、日本損害保険協会では、自然災害発生時の迅速・適正な保険金支払いに向けて衛星画像を活用した浸水深データの損害保険会社への提供や、災害に便乗し

た保険金不正請求対策のためのインフラ整備等に取り組んでおり、金融庁も当面の整備目標や将来像の検討、他省庁との協議等において協働を行った。

また、損害保険料率算出機構及び多数の損害保険会社が、顧客の保険料負担の公平性向上の観点から検討を進めている水災リスクに応じた火災保険料率の細分化について、外部の中立的な意見を取りまとめ、より一層消費者目線に立った適切な取組みを促すことを目的に、金融庁において有識者懇談会を立ち上げ、第1回会合を開催した（2021年6月）。

図表2 過去の風水災等による支払保険金（1970年以降）

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	令和元年台風19号	295,186件	5,826億円
3	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
4	令和元年台風15号	383,585件	4,656億円
5	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
6	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
7	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
8	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
9	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
10	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円

(注) 2021年3月末現在

(資料) 日本損害保険協会より、金融庁作成

## 第4節 保険会社に係る財務基準等

我が国の保険会社を取り巻く環境をみると、人口減少や低金利環境の継続等により収益環境の変化に直面している。また、自然災害の激甚化等保険会社を取り巻くリスクも変化している。こうした中で、個別保険会社についての分析や対応にとどまらず、金融システム全体の視点（マクロ健全性の視点）を持って分析を行っていくことも重要である。また、将来にわたって保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくため、それに相応しい規制・競争環境を整備していくことが重要である。

こうした観点から、2020 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

### I 保険セクターのシステムリスクに関するモニタリング

IAIS（保険監督者国際機構）において採択された「システムリスクに対する包括的枠組み（Holistic Framework）」に基づき、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）及びその他必要な社に対して、システムリスクに関連性が高い要素に対するリスク管理態勢のモニタリングを実施した。モニタリングの結果、各社とも十分な流動性を確保しており、システムリスクにつながる要素は特段認められなかったことから、現状、本邦保険センターのシステムリスクは、相対的に低いものと考えられる。（参考）

（参考）システムリスクに対する包括的枠組み（HF）

2007～2008 年の世界的金融危機を受けて、G20 およびFSB（金融安定理事会）は、グローバルな金融システムの弾力性を高めるために、グローバルなシステム上重要な金融機関（GSIFIs）を特定し、GSIFIsに対して規制を課す枠組みを構築した。

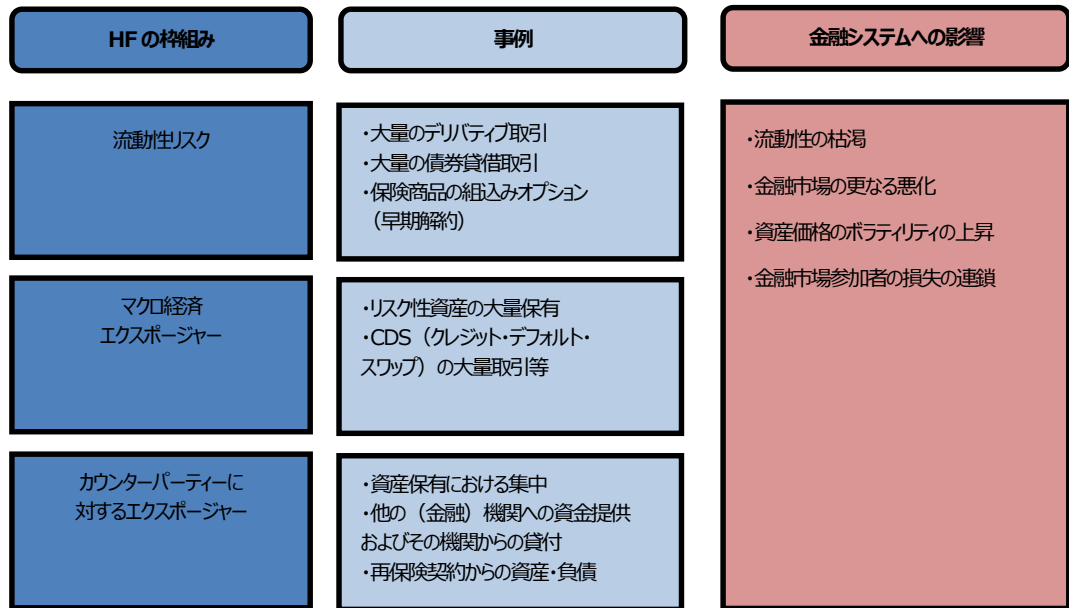
保険セクターにおいては、IAISが、システムリスクに対処するために、グローバルなシステム上重要な保険会社（GSIIIs）の特定およびGSIIIsに適用される政策措置による個社に着目する手法（Entity-based approach）による枠組みを構築した。

しかし、IAISは、システムリスクが、個別の保険会社からだけでなく、保険会社の集合的エクスポージャーからも発生する可能性を認識し、このEntity-based approachに替えて、2019年11月、システムリスクに対する包括的枠組み（HF）を採択した。

HFは、個別の保険会社のモニタリングに加え、保険会社の集团的行動（資産の投売り等）に着目する手法（Activity-based approach）であり、より幅広く保険会社と保険市場の潜在的なシステムリスクの積上り状況を評価する枠組みである。

（図1）

(図1) システミックリスク伝達のイメージとHFの枠組み



各国当局においては、保険セクター全体の流動性や相互関連性をモニタリングし、システミックリスクの積み上がりが確認される場合には、それに対処するための措置を実施し、その上でIAISがグローバルな実施を確保する観点から各国の実施状況进行评估し、IAISが一連の内容をFSBに報告することとなっている。

## II 経済価値ベースのソルベンシー規制等

「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書(2020年6月26日公表)の提言を踏まえ、特に標準モデルのあり方や保険負債等に関する妥当性検証のあり方等を中心に、制度設計上の論点や方向性の整理を行い、保険会社及びその他の関係者との対話の深化に資するよう、これを公表した(2021年6月)。(別紙1参照)

## III 基礎利益の見直し

生命保険会社の基礎的な収支の状況を示す指標である基礎利益について、経済的な実態を反映し各社間の取扱いに一貫性を持たせる観点から、以下のとおり計算方法を統一することとし、改正後の表記を2022事業年度より反映することとする。

改正項目	改正の方向性
為替に係るヘッジコスト	基礎利益の算定に含める
投資信託の解約損益	基礎利益の算定から除外



有価証券償還損益のうち為替変動部分		
再保険に関する損益	既契約の出再に伴う損益(*1)	
	基礎利益以外の損益と対応する再保険に関する損益(*2)	

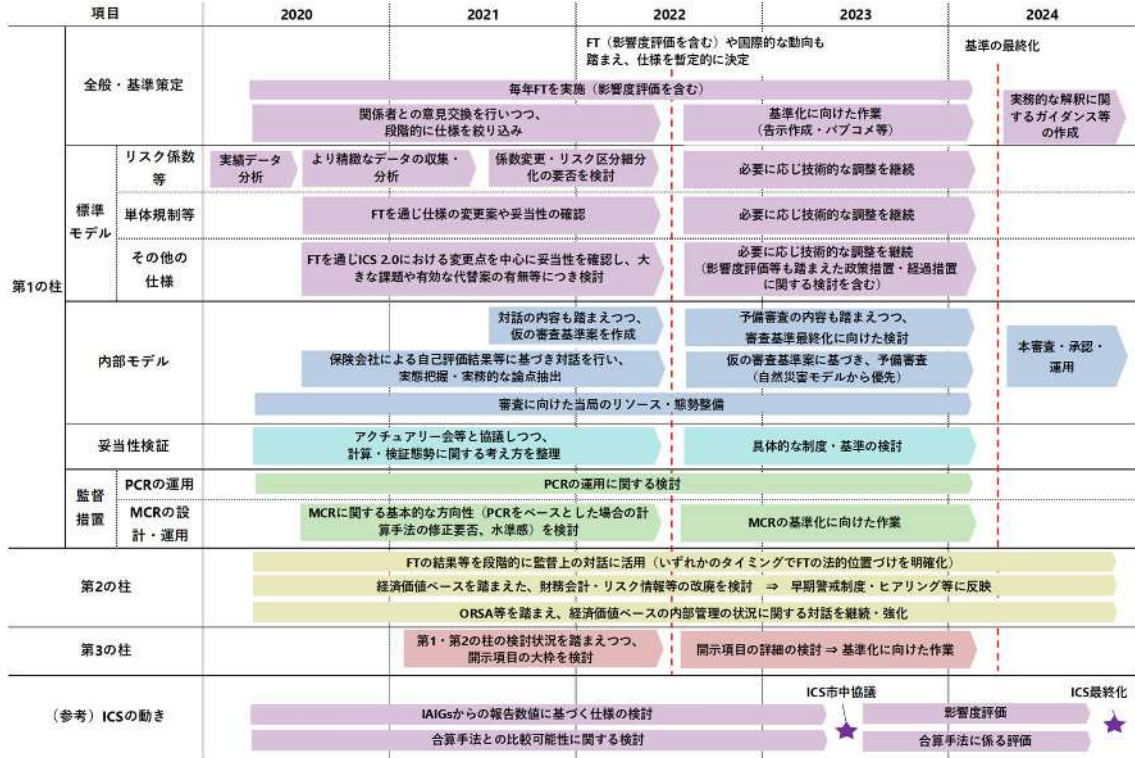
(\*1) 既契約の出再は、過去に計上した責任準備金の取り崩しが発生する出再を指し、既契約の出再に伴う損益は、既契約の出再時に発生する責任準備金戻入額と再保険会社に支払う再保険料等を指す。

(\*2) 例えばMV A (Market Value Adjustment : 市場価格調整)に係る解約返戻金額変動の影響額を緩和するために生じる再保険収入が該当する。

#### IV 外貨建保険に関する責任準備金積み立てのあり方

外貨建保険について、健全な競争環境を整備し、保険契約者等を保護する観点から、標準責任準備金の対象とするため、関係金融庁告示等の改正を行った（令和3年6月30日公布。令和4年4月1日以降の契約から適用）。(別紙2参照)

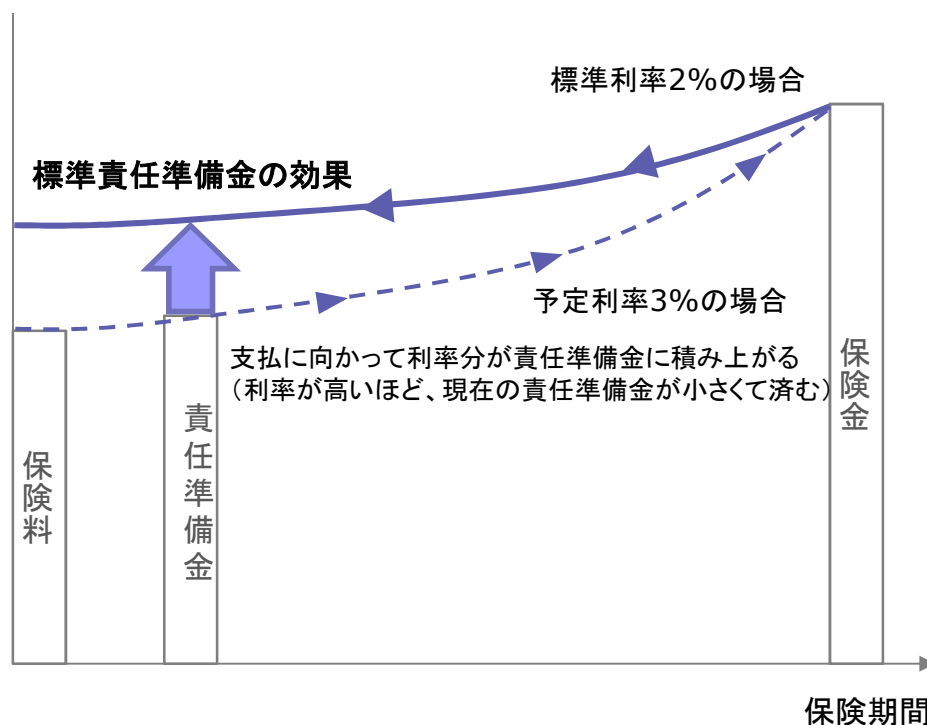
## 新たな制度の導入に向けた検討タイムラインのイメージ



## 標準責任準備金制度の概要

- 保険会社は、将来の保険金支払に備えるため、保険業法に基づき、引当金の一種である責任準備金を積み立てる必要がある。
- このうち、所定の保険契約については、責任準備金の積立に用いる予定利率を含めて、監督当局が定める積立方法に基づいて責任準備金を計算する「標準責任準備金制度」を設けているが、現在、外貨建て保険はその対象外

### 標準責任準備金のイメージ図



### 現行制度の対象範囲(例示)

対象	• 伝統的な定額終身・定額養老保険
	• 第三分野商品
	• 変額保険のうち、最低保証している契約
対象外	• <u>外国通貨をもって保険金等を表示する保険契約</u>
	• 予定利率を変更可能な保険契約 (最低保証利率 > 標準利率の場合を除く)
	• 変額保険のうち、最低保証していない契約

# 改正後の標準利率に関するルール

①外貨建を新設

項目	邦貨建保険			外貨建保険(米ドル建・豪ドル建)			
	その他(平準払等)	一時払		その他(平準払等)	一時払		
		2号(終身以外)	1号(終身)		2号(終身以外)	1号(終身)	
現在の水準 (利率算出の基準日)	0.25% (R2.10.1基準日)	0.00% (R3.4.1基準日)	0.00% (R3.4.1基準日)	R4.4.1以降の契約から適用 (R3.10.1基準日) (R4.3.1基準日)			
参照金利	10年国債	10年国債	10年国債と20年 国債の和半	10年社債 (A格)	10年社債 (A格)	10年社債と20年社 債の和半(A格)	
金利参照期間	3年平均と10年平 均の低い方	3か月平均と1年平均の低い方		3年平均と10年平 均の低い方	1か月平均と3か月平均の低い方		
参照利回り	応募者利回り	流通利回り(財務省)		平均利回り指標(Bloomberg)			
チェック変更頻度	年1回(10月1日)	年4回(4, 7, 10, 1月の各1日)		年1回(10月1日)	年12回(毎月1日)		
変更幅	0.25%刻み	0.25%刻み		0.25%刻み	0.05%刻み		
変更のトリガー	0.50%以上乖離	0.25%以上乖離		0.50%以上乖離	0.05%以上乖離		
適用時期	チェックの6ヶ月後	チェックの3ヶ月後		チェックの6ヶ月後	チェックの1ヶ月後		
通貨		邦貨建		米ドル建	豪ドル建	米ドル建	豪ドル建
安全率係数	0%以下の部分	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	0%を超え、1.0%以下の部分	0.90	0.95	0.90	0.90	0.95	0.95
	1.0%を超え、2.0%以下の部分	0.75	0.90	0.90	0.90	0.95	0.95
	2.0%を超え、3.0%以下の部分	0.50	0.85	0.75	0.75	0.90	0.95
	3.0%を超え、4.0%以下の部分		0.80	0.75	0.75	0.90	0.90
	4.0%を超え、5.0%以下の部分	0.25	0.75	0.50	0.50	0.85	0.90
	5.0%を超え、6.0%以下の部分					0.80	0.90
6.0%を超える部分	0.75					0.80	

②邦貨建も平仄をとり一時払の安全率係数を設定

## 第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2020年9月、2021年4月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2021年1月）。

## 第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短い商品のみ取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

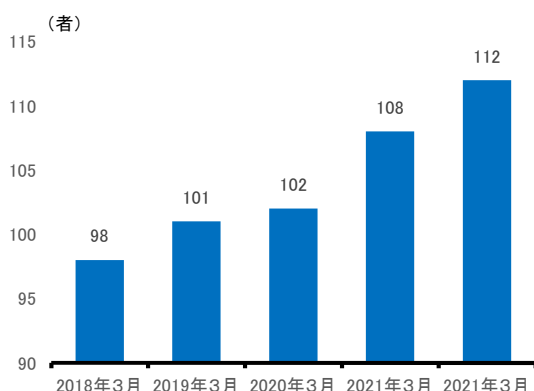
制度創設から15年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきている。2021年3月期決算の集計をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、市場規模が拡大する中で、当期純利益は増加しているものの、赤字業者が一定程度存在している状況にある。

なお、2020事務年度においては、保険契約包括移転及び事業譲渡の認可等にもない3業者が減少、新規に12業者を登録したことから、2021年6月末現在の業者数は、112業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、事業規模、取扱商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。また、立入検査によって経営管理態勢上の重大な欠陥や重大な法令違反が確認された業者（1者）に対し、保険業法第272条の26第1項第3号及び第272条の25第1項に基づき、業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置を適用する15業者に対しては、2018年9月、報告徴求命令を発出し、経過措置終了に向けた計画策定及び期限までの間、半期毎に計画の進捗状況に係る報告を求めているところ、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、必要な指導を行った。

少額短期保険業者数推移



2021年3月期 決算概要

	2021年 3月期	2020年 3月期	増減 (比)
保有契約 件数	14,159千件	13,120千件	+7.9%
収入 保険料	1,176億円	1,074億円	+9.4%
当期 純利益	24億円	18億円	+33.3%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和3年6月30日現在:112業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	株式会社にしじろ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	株式会社DMM少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビータメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビオ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ベッツファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社	



所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	プリベント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	JID少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルユー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	SUDACHI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	i-SMAS少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社	
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	ZuttoRide少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社カイラス少額短期保険
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社	
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社
	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第2号	令和3年2月26日	大同火災W i L少額短期保険株式会社

## 第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2020事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和3年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会